

兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合い制度

兵庫県住宅再建共済制度



フェニックス共済



小さな掛金で、しっかり保障

年額 5,000 円で、最高 600 万円を給付

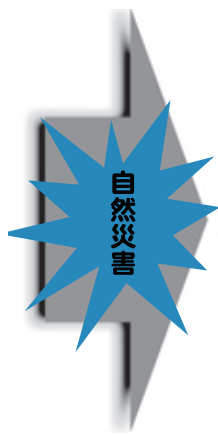
【フェニックス共済の概要】

住宅所有者加入

共済負担金

年額 5,000 円 / 戸

月額 500 円 (上限 5,000 円)



給付金	給付対象	給付額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で 建替・再建	600 万円
補修給付金	全壊で補修	200 万円
	大規模半壊で補修	100 万円
	半壊で補修	50 万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で 補修をせず賃貸住宅に入 居した場合等	10 万円

NEW

8月1日より『家財共済給付金』制度が始まりました。



兵庫県では、平成 21 年 8 月に台風 9 号の豪雨災害により、兵庫県西・北部が被災し、住宅だけではなく、家財にも大きな被害が発生しました。住宅とともに家財も被災者の生活基盤として不可欠のものであることから、被災地の早期の復興・再生のため、家財を対象とした家財共済給付金を新設しました。

【家財給付金制度の概要】

加入者	県内の住宅に居住している方（住宅を所有している方又は賃貸住宅の借主など）	
対象	県内の住宅に存する家財（ただし、1 戸の住宅に存する家財につき 1 加入）	
対象災害	台風、地震、落雷等すべての自然災害	
被災の判定	市町が実施する住家の被害認定（り災証明書）によります	
共済負担金	年額 1,500 円（現行の住宅再建共済制度へ加入済の方又は同時加入の場合は年 1,000 円）	
共済給付金	原則として、被災住宅に存する家財を補修又は購入した場合に給付します。	
	区分	給付額
	全壊	50 万円
	大規模半壊	35 万円
	半壊	25 万円
	床上浸水	15 万円

※ 履行確約書を提出していただいた場合は、り災証明書発行時に全額給付できます。

【お問い合わせ】

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

(☎ 078-362-9400・平日午前 9 時～午後 5 時)・ホームページ「フェニックス共済」で検索